

## 平成 23 年度 11 月補正予算案等の概要

## I 補正予算案について

9 月補正予算編成後の状況の変化により、緊急かつやむを得ないものについて対応するため、補正予算措置を講ずる。

## 1 歳入・歳出予算の補正

(単位：百万円、%)

会計別	前回までの 累計額	11 月補正 予算額	11 月現計 予算額	(参考)
				23 年度 11 月 現計 / 22 年度 11 月現計
一般会計	1,804,559	11,731	1,816,291	102.4
特別会計	893,016	—	893,016	102.8
企業会計	119,773	—	119,773	116.9
計	2,817,350	11,731	2,829,081	103.0

(注) この資料の各表中の計数は、百万円未満切り捨てのため、符合しないことがある。

## 2 一般会計の財源内訳

(単位：百万円)

款別	前回までの累計額	11 月補正予算額	11 月現計予算額
地方交付税	85,412	916	86,328
国庫支出金	165,922	4,260	170,183
財産収入	5,777	3	5,780
繰入金	93,423	5,408	98,832
繰越金	2,073	1,110	3,183
県債	291,984	33	292,017
その他	1,159,965	—	1,159,965
計	1,804,559	11,731	1,816,291

## 3 補正予算案の内容

(1) 国の交付金を原資とした基金の積み増しとそれを活用した事業 50 億 5,291 万円

○ 地域医療再生臨時特例基金の積み増し 41 億 4,477 万円

国の地域医療再生臨時特例交付金(追加分)及びその運用益を基金に積み増しする。

[保健福祉局保健医療部医療課 TEL 045-210-4860]

◎ 救命救急センター機能強化事業費補助 2,555 万円

三次医療提供体制の強化を図るため、追加した地域医療再生臨時特例基金を活用し、救命救急センターの医療機器更新等の設備整備に対して助成する。

[保健福祉局保健医療部医療課 TEL 045-210-4860]

- 保育所等緊急整備事業費 6億8,174万円  
待機児童対策を推進するため、安心こども基金を活用し、民間保育所の施設整備に係る費用を補助する市町村に対して助成する。  
[保健福祉局福祉・次世代育成部次世代育成課 TEL 045-210-4660]
  
- 子ども手当システム改修費 2億84万円  
平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法の施行に伴い、子ども手当の金額改定等に係るシステム改修を行う市町村に対して、安心こども基金を活用して助成する。  
[保健福祉局福祉・次世代育成部子ども家庭課 TEL 045-210-4650]
  
- (2) 災害復旧・予防事業 1億5,993万円
  - 現年災害復旧費 1億3,015万円  
台風15号により被災した農業用施設及び林業関係施設の復旧工事を行う。  
[環境農政局水・緑部森林再生課 TEL 045-210-4330]  
[環境農政局農政部農地保全課 TEL 045-210-4460]
  
  - 治山事業費 2,977万円  
台風12号等により土砂流出の可能性が高くなった法面について、予防治山事業を実施する。  
[環境農政局水・緑部森林再生課 TEL 045-210-4330]
  
- (3) 児童手当県負担金 65億1,898万円  
平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法の施行に伴い、平成24年2月支給分の子ども手当に係る県負担金を市町村に交付する。  
[保健福祉局福祉・次世代育成部子ども家庭課 TEL 045-210-4650]

## Ⅱ 平成 23 年第 3 回県議会定例会（11 月提案分）条例案等

### 1 提出予定議案の概要

区 分	提案件数
条 例 の 制 定	1 件
条 例 の 改 正	10 件
工事請負契約の締結	7 件
そ の 他	3 件
計	21 件

### 2 主な条例案等

#### 【条例の制定及び改正】

##### （NPO関連3条例）

- 地方税法第 37 条の 2 第 1 項第 4 号の規定により控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等を定める条例（資料 1 参照）

地方税法の一部改正に伴い、条例で指定したNPO法人への寄附金が個人住民税の寄附金税額控除の対象とされたため、NPO法人を指定する条例を制定するに当たり、その前提となる指定のための基準、手続等を定める条例を制定する。

- 特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例（資料 2 参照）

特定非営利活動促進法の一部改正に伴い、NPO法人の認証制度が見直されるとともに、国税庁が行ってきたNPO法人の認定事務が地方公共団体に移管されたため、新たに認定事務の手続を規定するなど、所要の改正を行う。

- かながわボランティア活動推進基金 21 条例の一部を改正する条例（資料 3 参照）

複雑多様化する地域課題をより効果的に解決するため、従来の県の出資に加えて、新たに寄附金を基金に受け入れて活用できるよう、財産の種類等に寄附金を追加等するとともに、基金事業の拡充に伴い、神奈川県ボランティア活動推進基金審査会への諮問事項に協働事業提案に係る課題の設定や支援の対象となるボランティア団体の取組の決定を追加する。

[県民局県民活動部NPO協働推進課 TEL 045-312-1121 内線 2860]

- 神奈川県行政機関設置条例の一部を改正する条例

県西地域の一体的な地域づくりの推進を目的とした出先機関の再編に伴い、所要の改正を行う。

- ・ 足柄上地域県政総合センターと西湘地域県政総合センターを再編し、県西地域県政総合センターを設置する。
- ・ 小田原土木事務所と松田土木事務所を再編し、県西土木事務所を設置する。

[総務局組織人材部人材課 TEL 045-210-2153]

- 神奈川県地域医療再生臨時特例基金条例の一部を改正する条例

国の平成 22 年度補正予算において、新たに三次医療圏の地域医療再生計画を策定した都道府県に対して、地域医療再生臨時特例交付金が追加交付されることとなったため、基金の積立財源に県域全体を対象とする「神奈川県地域医療再生計画」に基づく事業を支援することを目的とする交付金の追加等を行う。

[保健福祉局保健医療部医療課 TEL 045-210-4860]

(参考) その他の条例案等

【条例の改正】

○ 住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

住民基本台帳ネットワークシステムを更に活用するため、知事の本人確認情報の利用事務として、「地域がん登録」及び「神奈川県高齢者居室等整備資金貸付金の債権管理」に関する事務を規定に追加するとともに、住民基本台帳法の一部改正に伴い、本県から政令指定都市への「特定非営利活動法人の認証・届出」に関する本人確認情報の提供事務の規定を削除する。

[総務局企画調整部市町村行政課 TEL 045-210-3160]

○ 事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することに関し、対象事務及び対象市町村を追加するなど、所要の改正を行う。

[総務局企画調整部市町村行政課 TEL 045-210-3160]

○ 神奈川県環境影響評価条例の一部を改正する条例

環境影響評価法の一部改正により、事業者に対し、環境影響評価図書のインターネットによる公表、環境影響評価方法書の要約書提出及び方法書段階における説明会実施が義務化されたことなどに伴い、関係規定を整備する。

[環境農政局環境保全部環境計画課 TEL 045-210-4050]

○ 神奈川県立の知的障害児及び障害者支援複合施設に関する条例及び神奈川県総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例

児童福祉法の一部改正に伴い、障害種別で分かれていた施設体系が一元化等されたため、条例の題名を「神奈川県立の福祉型障害児入所及び障害者支援複合施設に関する条例」に改めるほか、法から引用している文言を整理する。

[保健福祉局企画調整部企画調整課 TEL 045-210-4610]

○ 神奈川県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例及び神奈川県屋外広告物条例の一部を改正する条例

民法の一部改正に伴い、法人の未成年後見人が許容されることとなったため、浄化槽保守点検業や屋外広告業の登録申請者に対する「登録の拒否」に関する条例の規定について、未成年者の法定代理人が法人の場合であっても対応できるようにするなどの改正を行う。

[神奈川県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例について 保健福祉局生活衛生部環境衛生課 TEL 045-210-4930]

[神奈川県屋外広告物条例について 県土整備局環境共生都市部都市整備課 TEL 045-210-6209]

○ 神奈川県食の安全・安心の確保推進条例の一部を改正する条例

「食品衛生法第19条第1項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令」等の制定に伴い、条例で引用する根拠法令等が変更となったため、根拠法令等を改める。

[保健福祉局生活衛生部食品衛生課 TEL 045-210-4932]

【工事請負契約の締結】

	名 称	工事の場所	工事請負金額
①	主要地方道横浜伊勢原線新用田橋新設(上部工)工事請負契約	藤沢市用田から綾瀬市吉岡地内	8億1,402万3,367円
②	一般県道小田原松田線開成高架橋新設(上部工)工事請負契約	足柄上郡開成町吉田島地内	9億1,217万2,338円
③	一般県道小田原松田線開成立体新設(上部工)工事請負契約	足柄上郡開成町吉田島地内	6億2,926万7,068円
④	一般国道134号花水川橋新設(上部工)工事請負契約	平塚市虹ヶ浜から唐ヶ原地内	6億3,227万7,345円
⑤	都市計画道路安浦下浦線深礎擁壁新設工事請負契約	横須賀市長沢三丁目から長沢六丁目地内	19億1,113万830円
⑥	相模川流域下水道右岸処理場焼却炉改築工事(機械・電気)請負契約	平塚市四之宮地内	37億4,850万円
⑦	鎌倉警察署新築工事(建築)請負契約	鎌倉市由比ガ浜二丁目1075番外	8億3,307万8,400円

①～⑤ [県土整備局道路部道路整備課 TEL 045-210-6420]

⑥ [県土整備局河川下水道部下水道課 TEL 045-210-6440]

⑦ [警察本部総務部施設課 TEL 045-211-1212 内線 2261]

【その他】

○ 動産の処分の変更について

新型インフルエンザの大流行による抗インフルエンザウイルス薬の供給不足に備えるため、行政備蓄用抗インフルエンザウイルス薬の売却予定相手先を1者追加する。

[保健福祉局保健医療部健康危機管理課 TEL 045-210-4790]

○ 和解について

箱根町宮ノ下108番地先国道1号上における交通事故について、民法第695条の規定に基づき和解する。

[警察本部警務部監察官室 TEL 045-211-1212 内線 2861]

○ 当せん金付証票の発売について

当せん金付証票法第4条第1項の規定により、平成24年度における宝くじの発売について議決を得るもの。(平成24年度発売総額 270億円以内)

[政策局財政部資金調査課 TEL 045-210-2271]

問い合わせ先

I 補正予算案について

神奈川県政策局財政部予算調整課

副課長 落合 電話 045-210-2251

予算調整第三グループ 藤野 電話 045-210-2262

II 条例案等について

神奈川県政策局政策総務部政策総務課

副課長 山田 電話 045-210-3012

企画調整グループ 小泉 電話 045-210-3025

## 地方税法第37条の2第1項第4号の規定により控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等を定める条例案の概要

### 1 目的

地方税法の一部改正に伴い、条例で指定した特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）への寄附金が個人住民税の寄附金税額控除の対象とされたため、NPO法人を指定する条例を制定するに当たり、その前提となる指定のための基準、手続等を定める条例を制定する。

### 2 内容

#### (1) 指定の基準

以下のとおり、指定のための基準を定め、その基準に適合するときは、知事は、指定のために必要な手続を行うことを定める。

ア 事業の内容	地域課題の解決に資する活動の実績とその継続性
イ 運営組織及び経理	一定の親族等に偏らない役員構成、適正な経理等
ウ 事業活動	宗教活動、政治活動等を行っていないこと等
エ 書類の公開	閲覧請求への対応、インターネットによる公開
オ 法令等の遵守	法令違反等がないこと

#### (2) 欠格事由

欠格事由を定め、そのいずれかに該当するNPO法人は指定を受けることができないことを定める。

#### (3) 指定の手続

NPO法人からの申出、公告及び縦覧、市町村長等からの意見聴取など指定の手続を規定する。また、更新の手続は、5年ごとに行うものとすることを定める。

#### (4) 情報の公開

指定を受けたNPO法人による役員報酬規程等の閲覧、インターネットによる公開を規定する。また、これらの書類の県による閲覧を規定する。

#### (5) 監督指導

指定を受けたNPO法人に対し、知事が報告徴収、検査、勧告、命令等を実施できることを定める。

#### (6) 指定の取消し

取消しのための基準、手続を規定する。

#### (7) 第三者機関への諮問

第三者機関を設置し、指定や指定の取消しをしようとするときは、第三者機関の意見を聴くことを定める。

#### (8) その他

第三者機関を設置するため、附属機関の設置に関する条例の一部を改正する。

### 3 施行期日

平成24年2月1日

※参考資料「NPO法人に係る条例個別指定制度と認証・認定（仮認定）制度について」参照

#### 問い合わせ先

県民局県民活動部NPO協働推進課長

杉野 電話 045-312-1121 内線 2860

県民局県民活動部NPO協働推進課NPO支援グループ

遠藤 電話 045-312-1121 内線 2862

## 特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例案の概要

### 1 目的

特定非営利活動促進法の一部改正に伴い、特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）の認証制度が見直されるとともに、国税庁が行ってきたNPO法人の認定事務が地方公共団体に移管されたため、新たに認定事務の手續を規定するなど、所要の改正を行う。

### 2 内容

#### (1) 認証に関する規定

本県に事務所を置く内閣府認証のNPO法人の書類の閲覧等の規定を削除するほか、法人が定款の変更をしたときの届出書の記載事項、提出書類の謄写等の規定を追加する。

#### (2) 認定及び仮認定に関する規定

認定及び仮認定の申請書の記載事項、役員報酬規程等の提出書類の提出時期及び閲覧並びに謄写等の規定を追加する。

### 3 施行期日

平成24年4月1日

※参考資料「NPO法人に係る条例個別指定制度と認証・認定（仮認定）制度について」参照

#### 【参考】 特定非営利活動促進法の主な改正事項について（平成24年4月1日施行）

##### 1 認証制度に関する事項

###### (1) 所轄庁の変更

- ・ 2以上の都道府県に事務所を置くNPO法人の所轄庁について、内閣総理大臣から、主たる事務所の所在地の都道府県知事に変更。
- ・ 1つの政令市のみで事務所を置くNPO法人の所轄庁について、当該政令市の長とすることを、新たに規定。（本県では「事務処理の特例に関する条例」により平成22年度から移譲済）

###### (2) 認証制度の簡素化

定款変更認証が必要であった役員定数、会計、事業年度、解散に係る事項を届出事項に変更。

##### 2 認定制度・仮認定制度に関する事項

###### (1) 認定事務の移管

租税特別措置法に規定されていた認定制度（NPO法人への寄附を促す税制上の制度で、NPO法人のうち一定の要件を満たすものを認定）を特定非営利活動促進法に移行し、国税庁長官が行っていた認定事務を、NPO法人の所轄庁の都道府県知事又は政令市の長に移管。

###### (2) 認定基準の緩和

- ・ 認定NPO法人制度のPST要件（NPO法人が広く一般から支持されているかどうか（寄附を受けているかどうか）を数値により測る指標）について、絶対値基準（3,000円以上の寄附者が年平均100人以上）が導入され、相対値基準（収入に占める寄附金の割合が5分の1以上）との選択制とする。
- ・ 都道府県知事又は市町村長が寄附金に係る個人住民税の税額控除の対象として条例で個別に指定したNPO法人について、PST要件を免除。

###### (3) 仮認定制度の導入

設立後5年以内のNPO法人で、PST要件以外の認定要件を満たすものについて、新たに仮認定制度を導入。（経過措置により、法施行後3年を経過するまでは、設立から5年を経過したNPO法人も対象）

#### 問い合わせ先

県民局県民活動部NPO協働推進課長

杉野 電話045-312-1121 内線2860

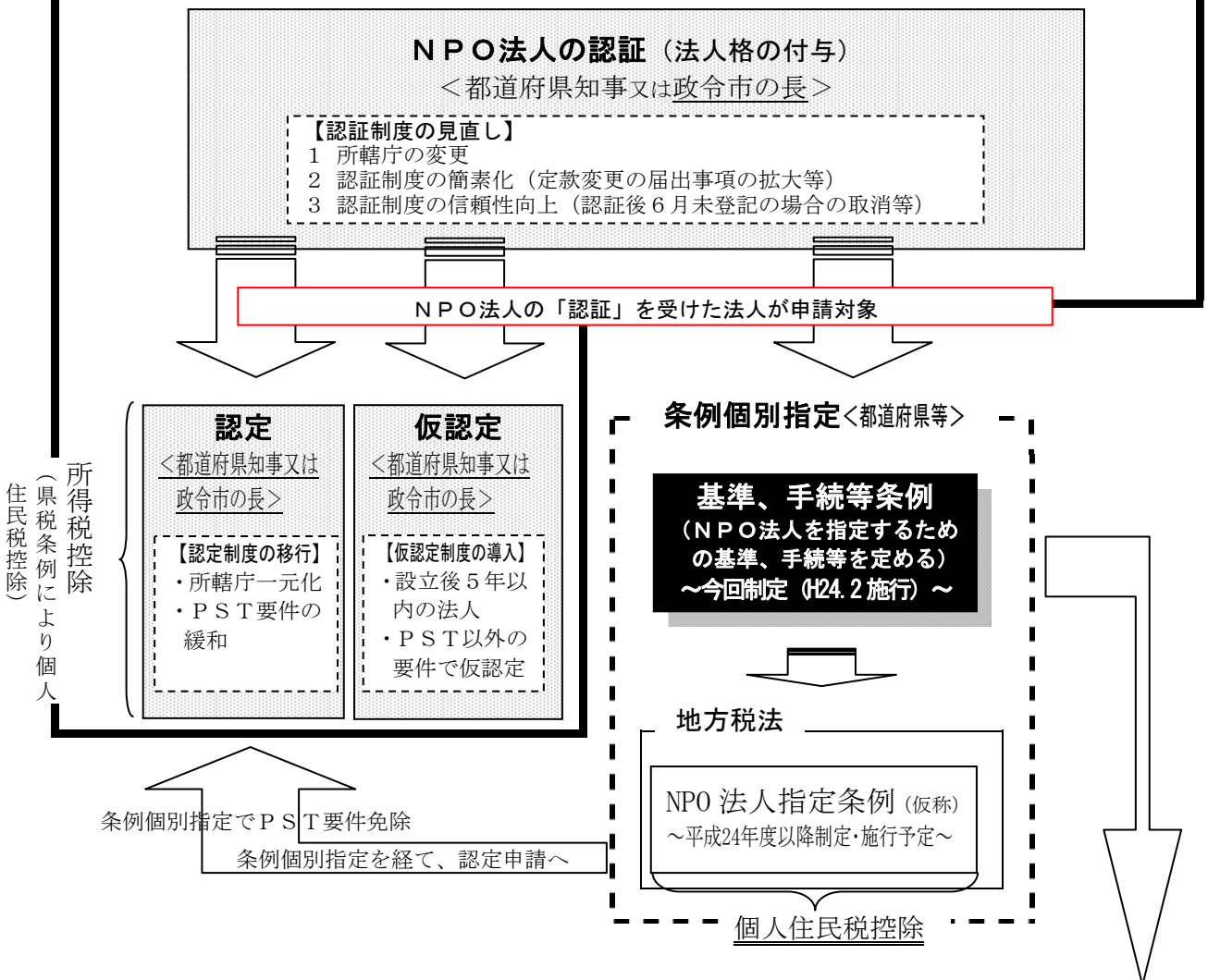
県民局県民活動部NPO協働推進課NPO法人グループ

広瀬 電話045-312-1121 内線2865

NPO法人に係る条例個別指定制度と認証・認定（仮認定）制度について

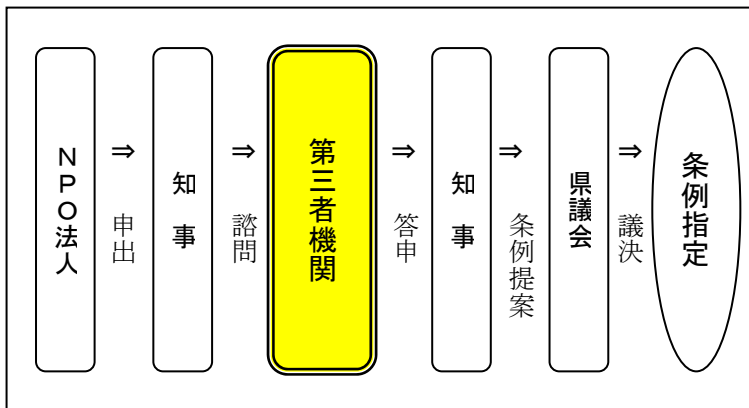
(今後の仕組み)

特定非営利活動促進法（特定非営利活動促進法施行条例 ※H24.4改正条例施行）



県指定NPO法人制度 ～指定のための基準、手続等を条例で規定～

・指定の手続 ～第三者機関で審査



【指定の考え方】

住民の共感と信頼を得て、地域課題の解決に貢献する活動を行うNPO法人を支援

【指定の要件】

- <公益要件> 地域課題の解決に資する活動の実績（P S Tを満たせないが、地域で頑張っているNPO法人を支援）
- <運営要件> 運営面の適正性（認定のP S T以外の要件を緩和）

※P S T（パブリック・サポート・テスト）

認定NPO法人の認定要件の一つで、NPO法人が広く一般から支持されているかどうかを、経常収入金額に占める寄附金等収入金額の割合等により判定するもの。



## かながわボランティア活動推進基金21条例の一部を改正する条例案の概要

### 1 目的

複雑多様化する地域課題をより効果的に解決するため、従来の県の出資に加えて、新たに寄附金を基金に受け入れ、活用を図るとともに、基金事業を拡充することに伴い、所要の改正を行う。

### 2 内容

#### (1) 財産の種類等

基金21において、寄附金を受け入れることができるようにするため、基金に属する財産に寄附金を加える。

#### (2) 処分

基金21が行う事業等の経費に充てる場合に限り、寄附金及び運用益を処分することができることを規定する。また、ボランティア団体に対する成長支援を行うため、基金21が行う事業に「ボランティア団体等（個人を除く。）がその活動を自立的かつ安定的に行うための取組に対する支援」を追加する。

#### (3) 神奈川県ボランティア活動推進基金審査会への諮問

諮問事項に協働事業提案に係る課題の設定や支援の対象となるボランティア団体の取組の決定を追加する。

#### (4) その他

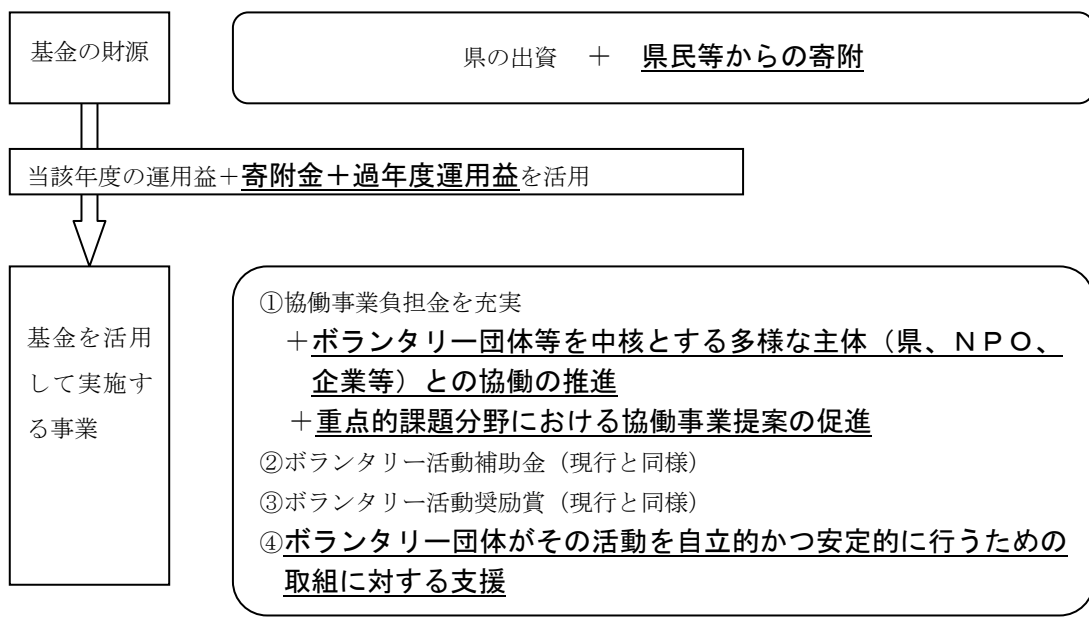
神奈川県ボランティア活動推進基金審査会への諮問事項の見直しに伴い、附属機関の設置に関する条例の一部を改正する。

### 3 施行期日

平成24年4月1日

#### 【今後の仕組み】

※下線部が変更点



#### 問い合わせ先

県民局県民活動部NPO協働推進課長

杉野 電話 045-312-1121 内線 2860

県民局県民活動部NPO協働推進課NPO支援グループ

遠藤 電話 045-312-1121 内線 2862